

高知大学研究拠点会議規則

平成 20 年 3 月 26 日
規則 第 68 号

最終改正 平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学研究拠点規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、高知大学研究拠点会議（以下「研究拠点会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 研究拠点会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究拠点責任者
- (2) 副学長
- (3) 研究拠点プロジェクトリーダー
- (4) 研究国際部長
- (5) その他研究拠点責任者が必要と認めた者

(審議事項)

第 3 条 研究拠点会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営及び評価に関する事項
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他研究拠点の運営等に関し必要な事項

(議長)

第 4 条 研究拠点会議に議長を置き、研究拠点責任者をもって充てる。

- 2 議長は、研究拠点会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する副学長がこれを代行する。

(事務)

第 5 条 研究拠点会議の事務は、研究国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、研究拠点会議に関し必要な事項は、研究拠点責任者が定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 102 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日規則第 50 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。